



移動手法の種類（事業用）



一般乗合（のりあい）旅客自動車運送事業

- 乗合による運送 道路が狭く×
 - 路線定期運行（路線を定めて定期的に運行）
⇒路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー など
 - 路線不定期運行（路線を定めて不定期的に運行）
⇒深夜型シャトル（予約制） など
 - 区域運行（一定の区域内を予約に応じて運行）
⇒デマンドバス（タクシー）、予約型乗合タクシー など
- 誰でも利用可能

一般乗用（じょうよう）旅客自動車運送事業

- 1個の契約により貸切って運送
- 乗車定員11人未満
- 誰でも利用可能
⇒タクシー
- 患者などの輸送限定
⇒福祉（介護）タクシー

道路運送法
「許可」
緑ナンバー

一般貸切（かしきり）旅客自動車運送事業

- 1個の契約により貸切って運送
- 乗車定員11人以上
- 誰でも利用可能
⇒観光バス、イベント時のシャトルバス など

特定（とくてい）旅客自動車運送事業

- 特定の者の需要に応じ、一定の範囲を運送
- 特定の利用者
⇒企業等の送迎バス
老人福祉センター送迎バス など

※表現等をわかりやすくしていますが、厳密には道路運送法等の各条文を参照のこと



移動手法の種類（自家用）



白ナンバー

自家用有償（ゆうしょう）旅客運送

道路運送法
「登録」

- 過疎地域での運送や福祉運送など、住民の生活維持に必要な運送が、バスやタクシーによって提供されない場合に、地域公共交通会議又は運営協議会の合意のうえ、国土交通大臣または地方公共団体の長の登録を受けた市、NPO法人等が自家用自動車を使用して有償（実費の範囲内）で運送する仕組み

市町村運営有償運送

山間部などの過疎地域

- 市町村が自ら、交通空白地域において、当該地域の住民等の運送を行う。

公共交通空白地有償運送

山間部などの過疎地域

- NPO法人等が、交通空白地域において、当該地域の住民等の会員等に対して運送を行う。

福祉有償運送（定員11人未満）

利用者が限定的

- 市やNPO法人等が、要介護者・要支援者等の会員（登録）に対して、定員11人未満の自動車を使用して、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送を行う。
⇒NPO法人等による自動車での移動サービス（既に実施）

道路運送法における登録又は許可を要しない運送

『有償』でないこと

- サービスの提供を受けた者の好意に対する任意の謝礼
⇒対価の支払いを求めている場合や事前に対価の支払いが合意されていない場合など
- 金銭的な価値の換算が難しい財物等によりなされる場合
⇒自宅で採れた野菜を定期的に渡す場合など
- ボランティア活動として行う運送で、実際の運送に要したガソリン代や駐車場代のみを収受する場合
- 市の事業として、市の自動車により送迎が実施され、それらの負担を利用者から一切求めない場合
- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合
- デイサービス等を経営する者が、施設を利用する目的とする通所、送迎を行う場合で利用者から収受しない場合
- 子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するもので、固有の対価（ガソリン代等の実費を含む。）の負担を求めない場合
⇒幼稚園バス など

※上記はあくまで事例であり、詳細は運輸局の確認が必要